

# 宇佐市 認可保育所 認定こども園 幼稚園 利用認定 入所(園)申込 のてびき

## ■ 認可保育所・認定こども園・幼稚園とは

◎認可保育所とは、保護者の労働などの理由で保育を必要とする乳幼児を、日々保護者の下から通わせて保育を行う“児童福祉施設”です。市内には、公立4園・私立17園の認可保育所があります。

◎認定こども園とは、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。保護者の就労等の有無に関わらず利用でき（※満3歳以上の児童に限ります。）、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用ができます（※各区分ごとの定員等により継続できない場合があります）。市内には、私立12園の認定こども園があります。

◎幼稚園とは、小学校以降の教育の基礎を培うため、満3歳以上（市内の公立幼稚園は4歳以上）の幼児に対する教育を行う“学校”です。保護者の就労等の有無に関わらず利用できます。市内には、2園の公立幼稚園があります。

※このてびきでは、“教育・保育施設”とは、認可保育所・認定こども園・幼稚園を言い、“保育施設”とは、認可保育所・認定こども園を言います。

## ■ 教育・保育の必要性の認定

◎教育・保育施設の利用を希望する場合は、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	対象年齢	希望する教育・保育の形態	利用施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	教育のみを希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定こども園</li> <li>幼稚園</li> </ul>
2号認定 (保育認定)		「保育を必要とする事由(下記保育認定基準参照)」に該当し、保育施設を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所</li> <li>認定こども園</li> </ul>
3号認定 (保育認定)	満3歳未満		<ul style="list-style-type: none"> <li>認可保育所</li> <li>認定こども園</li> </ul>

※教育標準時間認定のみを希望する方は、希望する幼稚園・認定こども園で手続きを行ってください。

※市内公立幼稚園は4歳・5歳の2学年です。（詳しくは教育委員会学校教育課へお問い合わせください。）

## ■ 保育認定の基準（2号、3号認定）

◎保育認定を受けられるのは、保護者のどちらかが次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当する場合です。

事由	内容
就 労	1ヶ月に60時間以上労働することを常態としている場合 (フルタイムのほか、短時間・居宅内の労働(内職等)等を含みます。)
妊娠・出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
疾病・障がい	保護者が疾病もしくは負傷し、または障がいを有している場合
介護・看護	同居の親族(長期入院をしている親族を含む)を常時介護、看護している場合
災害復旧	火災や風水害、地震などの災害復旧に当たっている場合
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合
就 学	専門学校又は職業訓練校等に通学することを常態としている場合
育児休業	育児休業取得前に、既に子どもが入所(園)しており、継続利用が必要な場合
そ の 他	保育が必要と市が認める場合

## ■ 保育認定の有効期限（2号、3号認定）

◎保育認定の有効期限は、保育を必要とする事由によって変わります。認定期間内でも、事由に該当しなくなった場合は認定が取り消されます。

事由	認定の有効期間（保育施設の利用可能期間）
就 労 疾病・障がい 介護・看護 災害復旧	小学校就学まで、または保育が必要とされる期間
妊娠・出産	出産予定日の前8週の属する月の初日から産後8週が経過する日の翌日が属する月の月末までの期間
求 職 活 動	認定の有効期間の開始日から、90日を経過する日が属する月の月末までの期間
就 学	保護者の卒業予定日までの期間
育児休業	育児休業取得対象児童の出産から1年2か月以内の保護者が職場復帰するまでの期間（※復職後も引き続き利用中の保育施設を利用する児童に限る）
そ の 他	保育が必要と市が認める期間

※認定の始期は原則として、月の初日、期限は月の末日です。施設利用に関しても月の初日入所（園）及び、退所（園）する場合は月の末日となります。

## ■ 保育の必要量の認定（2号、3号認定）

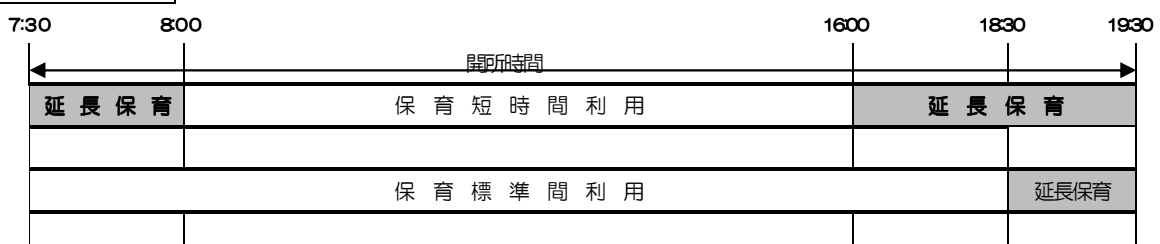
◎保育認定では、保育の必要量の認定も行います。「保育標準時間（最大11時間／1日）」または「保育短時間（最大8時間／1日）」に認定されます。

事 由	保育必要量の要件（保育の必要量の少ない方の保護者で判定）	保育必要量の区分
就 労	月120時間以上の就労	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の就労	保育短時間
妊娠・出産	要件なし	保育標準時間
疾病・障がい	月120時間以上の通院もしくは入院中、または常時保育ができない場合	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の通院等	保育短時間
介護・看護	月120時間以上の介護・看護	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の介護・看護	保育短時間
災害復旧	要件なし	保育標準時間
求 職 活 動	要件なし	保育標準時間
就 学	月120時間以上の就学	保育標準時間
	月60時間以上かつ、月120時間未満の就学	保育短時間
育児休業	要件なし	休業前の区分
そ の 他	必要量を調査の上決定	保育標準時間
		保育短時間

※求職活動での認定の場合、就職後の認定期間変更時に保育必要量を再認定します。

◀保育標準時間の要件を満たす場合でも、希望により保育短時間の認定を受けることができます。▶

### 利用時間のイメージ



※上図は利用のイメージです。施設により、開所時間や閉所日、延長保育の有無等が異なります。

各施設の保育時間等については、施設一覧でご確認の上、詳しくは各施設にお問い合わせください。

## ■ 認定申請、入所（園）の申込（2号、3号認定）

◎平成29年4月～平成30年3月までに施設利用の開始を希望される場合は、以下の期間・場所にて認定申請及び施設利用申込を行ってください。

- 【1次受付】 期間／平成28年12月1日（木）～28日（水）※土日、祝祭日を除く  
 場所／本 庁 子育て支援課 保育支援係 8：30～17：00  
 （※本庁のみ12月12日（月）～12月16日（金）は18：00まで）  
 安心院支所 市民サービス課 健康福祉係 8：30～17：00  
 院内支所 市民サービス課 健康福祉係 8：30～17：00  
 ※土曜受付（本庁のみ） 平成28年12月17日（土）8：30～12：00
- 【2次受付】 期間／平成29年2月1日（水）～10日（金）※土日、祝祭日を除く  
 場所／本 庁 子育て支援課・保育支援係 8：30～17：00  
 安心院支所 市民サービス課・健康福祉係 8：30～17：00  
 院内支所 市民サービス課・健康福祉係 8：30～17：00  
 ※2次受付は1次受付終了後において、なお受入れ可能な園のみの申込となります。

※幼稚園・認定こども園で教育のみを希望する場合は各園で申込を行ってください。

## ■ 認定申請・入所（園）の申込に必要な書類（2号、3号認定）

- (1) 全ての方に共通の書類  
 i 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設等利用申込書  
 ii 保育施設利用に関する調査票  
 iii 保育施設利用・保育認定に関する確認書
- (2) 保育を必要とする事由に応じて提出する証明書等

事 由	必 要 書 類	備 考
就 労	就労証明書（※）	シフト制など不規則勤務で、就労証明では表記しきれない場合は、シフト表など勤務状態が確認できるものが必要
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	父母氏名・出産予定日がわかるページ
病気・障がい	病気等証明書または障害者手帳等のコピー	障がい者手帳等では保育の必要性が確認できない場合は病気等証明書も必要
介護・看護	病気等証明書	
災害復旧	罹災証明	
求職活動	求職活動申立書	
就 学	在学証明書	通学日・時間等が確認できる書類も必要
育児休業	就労証明書	休業期間の証明のあるものが必要
そ の 他	状況に応じた書類	

※ 就労証明書は事業主が証明するものです。事業主が本人・家族・親戚の場合は、民生児童委員または自治委員の証明も必要です。

※ 期限付きの就労証明書の場合は、更新毎に就労証明書の提出が必要です。

- (3) 保育料を決定するための書類

※市民税が宇佐市で課税されている方（課税対象者で非課税を含む）は提出の必要はありません。

平成28年1月1日に宇佐市に住民票がない方	平成28年度 市町村民税所得・課税証明書（個人別） （申込時に必要） ※平成28年1月1日に住民登録のあった自治体で交付されます
平成29年1月1日に宇佐市に住民票がない方	平成29年度 市町村民税所得・課税証明書（個人別） （6月末までに提出してください） ※平成29年1月1日に住民登録のある自治体で交付されます

#### (4) にこにこ保育事業申請書 (平成 29 年度事業実施未定)

第2子以降で3歳未満の児童	・にこにこ保育申請書 (戸籍が必要な場合はお知らせします。)
---------------	-----------------------------------

※詳しくは、「■保育料について／多子世帯の保育料の軽減②」をご覧ください。

#### (5) 宇佐市多子世帯保育料軽減事業申請書

第2子以降で3歳以上の児童	・宇佐市多子世帯保育料軽減事業申請書 (戸籍が必要な場合はお知らせします。)
---------------	---

※詳しくは、「■保育料について／多子世帯の保育料の軽減③」をご覧ください。

#### (6) 利用調整に必要な書類 (必要に応じて提出)

・同居の扶養義務者 (祖父母等) の保育を必要とする書類 (平成 29 年 4 月 1 日現在で 60 歳以上および 20 歳未満を除く。)

### ■ 入所 (園) の利用調整と決定 (2号、3号認定)

◎調整基準に基づき、保育の必要性の高い児童から順に入所 (園) を決定します。申込状況によっては、希望の保育施設に入所 (園) できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◎1次・2次受付期間中に申込をした方のうち、4月入所が内定した方には2月下旬認定通知書及び内定通知を発送します。保育料の決定通知等は3月下旬に発送します。

◎5月以降の入所が内定した方と、2次受付終了後に申込をして4月入所が内定した方は、入所月の前月下旬ごろに電話などで連絡をします。認定通知書等は入所 (園) 後にお渡しします。

◀認定申請・施設利用申込の締切一覧▶

入所日	申込締切	入所日	申込締切
4月1日	3月10日 (金) ※	10月1日	9月15日 (金)
5月1日	4月14日 (金)	11月1日	10月20日 (金)
6月1日	5月19日 (金)	12月1日	11月17日 (金)
7月1日	6月16日 (金)	1月1日	12月15日 (金)
8月1日	7月14日 (金)	2月1日	1月19日 (金)
9月1日	8月18日 (金)	3月1日	2月16日 (金)

※3月10日 (金) は4月入所の最終の締切です。それ以前に行われる1次・2次受付による入所決定後、空きのある施設のみのご案内となります。

### ■ ならし保育について (2号認定・3号認定)

◎入所直後は、児童の体調に配慮しながら集団生活にスムーズに慣れさせるため、概ね2週間程度の間、時間を短縮して行う「ならし保育」の期間を設けています。育児休業終了や就職による勤務開始の前に「ならし保育」の期間が十分に確保できないときは、勤務開始の前月初日入所が可能な場合があります。

※就労開始日、または育児休業期間終了日が明記された就労証明書が必要です。

### ■ 休日保育の利用について (2号認定・3号認定)

◎保護者が日曜、祝祭日 (休日) に働き、休日も保育ができない世帯について、慈光保育園で休日保育を実施しています。宇佐市に住民登録があり、保育認定を受け、保育施設に入所している児童が利用できます。(申込受付は慈光保育園で行います。休日に就労している証明が必要です)



## ■ 延長保育の利用について（2号認定・3号認定）

◎保護者の勤務時間の都合で、通常の保育時間後も保育を必要とする児童について、“延長保育”を実施している保育施設があります。利用できるのは実施している保育施設に通う児童となります。利用には入所（園）している施設への申込が必要です。

## ■ 障がい児保育について

◎教育・保育施設では障がいのある児童の受け入れも実施しています。詳しくは、子育て支援課にご相談ください。（市内公立幼稚園については教育委員会学校教育課にご相談ください。）

## ■ 保育料について

### ◎保育料の算定

- ◆児童と同一世帯に属し生計を一にしている父母および、入所児童を税・健康保険の扶養にとっているなど、家計の主宰者と認定される祖父母など、児童の扶養義務者の課税状況を併せて算定します。※税申告をしていない方や課税資料を提出されていない方は、暫定として保育料を決定します。
- ◆保育料の算定は、保護者の所得、児童の年齢、認定区分・保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）により行います。

### 保育料算定イメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
所得による算定	平成28年度の市民税額で保育料を算定						平成29年度の市民税額で保育料を算定					
年齢による算定	4月1日現在の満年齢で算定											

※市民税は住宅取得控除、配当控除、外国税控除、寄付金控除等の直接控除（調整控除・税額調整額を除く）の適用前の税額により算出します。

### ◎多子世帯の保育料の軽減①

- ◆教育・保育施設を兄弟姉妹で利用する場合、最年長の児童から順に児童ごとに算定された保育料から2人目は半額、3人目は無料となる制度です。
- ◆教育標準時間認定で幼稚園・認定こども園を利用している児童は小学校3年生までの兄弟姉妹で、小学校、教育・保育施設等を利用している範囲内で第何子をカウントします。
- ◆保育認定で保育施設を利用している児童は、小学校就学前の児童で教育・保育施設等を利用している児童の範囲内で第何子をカウントします。

※平成28年度から、国の制度改正に伴い、市町村民税所得割額が、57,700円未満の世帯（ひとり親世帯については、77,101円未満）の場合、第何子かを決定するにあたって、保育施設等を同時利用している必要はなく、年齢制限も設けずに第2子の保育料は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

また、市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい者（児）がいる世帯の場合、第2子以降の保育料が無料となります。

### 多子軽減のイメージ



平成 29 年度の事業の実施継続等は確定していません。また、実施が継続されても内容が変更となる場合があります。

### ◎多子世帯の保育料の軽減②（大分にこここ保育支援事業）

- ◆上記①の多子世帯の軽減と別に、3歳未満児童の保育料を第2子は半額・第3子は全額を補助する補助制度です。（平成28年度現在）大分県独自の補助事業（県と市が1/2ずつ負担）です。
- ◆対象となる児童が第何子にあたるかを確認するため、戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。
- ◆平成26年4月2日以降に生まれた児童が対象です。年度途中で3歳になっても平成29年度中は対象です。

### ◎多子世帯の保育料の軽減③（宇佐市多子世帯保育料軽減事業）

- ◆上記①の多子世帯の軽減と別に、3歳以上の児童の保育料を第2子は半額・第3子は全額を補助します。
- ◆対象となる児童が第何子にあたるかを確認するため、戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。
- ◆平成23年4月2日～平成26年4月1日までに生まれた児童が対象です。
- ◆保育料や市民税、国民健康保険税などの滞納があった場合、補助の対象外となる場合があります。

### ◎保育料の変更等に関する必要な届出

- ◆下記の場合は保育料が変更になる場合がありますので速やかに子育て支援課又は、各支所市民サービス課に届けてください。
  - ・保護者が離婚または結婚した場合
  - ・世帯構成に変更があった場合
  - ・児童及び世帯員が障害者手帳の交付を受けた場合
  - ・生活保護の開始・廃止が生じた場合
  - ・税金の修正申告・更正の請求をした場合

### ◎保育料の納付について

- ◆認可保育所を利用される場合は、保育料を宇佐市に納付していただきます。納付の方法は収納委託をしている保育所を利用される方は保育所で、それ以外の保育所を利用される方は指定金融機関において市発行の納付書でお支払いください。
- ◆また、納付が遅延し、督促状が発せられたときは、督促状1通につき、100円の督促手数料を納めなければなりません。
- ◆認定こども園を利用される場合は、保育料を施設に支払っていただきます。支払方法等は施設にお問い合わせください。
- ◆退所（園）を希望する場合、退所（園）届の提出がなければ施設を利用しているものとみなして保育料がかかりますのでご注意ください。（退所届は前月の申込締切日までに提出してください。）

**※教育・保育施設の保育料は、入所（園）中の児童にかかる教育・保育経費の一部を保護者が負担するものです。滞納をした場合、児童手当からの特別徴収、自宅・職場等への訪問徴収および、税金と同じく財産や給与の差押え処分を行うことがあります。**

## ■ マイナンバー制度について

- ◎申込書に記入していただく世帯員のマイナンバーカードが、申し込み時に必要です。
- ◎申請者（申込書を持参した方）の顔写真がある身分証明書が必要です（運転免許証など）。
- ※顔写真入りの証明書がない場合は、保険証や年金手帳など、公的機関が発行した証明書2点で代用できます。

## ■ 認定内容の変更、取消

- ◎支給認定を受けた後、世帯状況・保育の認定事由等の変更があった場合は、必ず子育て支援課または各支所市民サービス課にお申し出ください。
- ◎保育認定事由の変更内容によっては、保育の必要量が変更になる事があります。また、保育認定事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取り消されます。
- ◎認定の変更が必要な場合は、変更認定申請書等を提出してください。（※各施設の認定毎の入所（園）状況によっては認定変更後に継続利用できない場合があります。）
- ◎認定内容の変更等の主な事例
  - ・子ども・保護者の氏名・住所の変更
  - ・家庭状況の変更（世帯員の異動・婚姻・離婚など）
  - ・保護者の転職・離職
  - ・妊娠したとき

## ■ 施設利用の変更、取消など

- ◎教育・保育施設をお休みする場合は、必ず事前に利用施設へ連絡してください。無断欠席や長期欠席（概ね1ヶ月）は退所（園）となる場合があります。
- ◎退所（園）したい場合は退所（園）届が必要です。転園したい場合も退所及び施設利用申込書等の提出が必要です。
- ◎施設の利用開始は原則として各月初日、退所は各月末日となります。
- ◎入所（園）が認められていても下記の場合には退所（園）していただきます。
  - ・児童の心身状態により集団生活になじまないと医師が判断した場合
  - ・入所理由が消滅した場合
  - ・虚偽の事項が判明した場合（就労証明書等の記載内容が虚偽の場合など）
  - ・月の出席日数が著しく少ない場合
- ◎児童が宇佐市外に転出するときも「退所（園）届」の提出が必要です。現在の教育・保育施設を継続利用する場合には、転出先の自治体であらためて「認定申請・入所（園）申込」をする必要があります。

## ■ お問い合わせ先

本 庁／子育て支援課 保育支援係	電話 32-1111	内線 611、612
安心院支所／市民サービス課 健康福祉係	電話 //	内線 2137
院内支所／市民サービス課 健康福祉係	電話 //	内線 3137

**保育所・認定こども園・幼稚園の入所や申込に関する情報を発信しています！！**



<http://www.usacoco.jp/>

